学校法人浦和榎本学園

幼保連携型認定こども園　浦和こばと幼稚園

重 要 事 項 説 明 書

＝令和８年度版＝

浦和こばと幼稚園では 人間として生きていく上で大切なものを子ども達の言葉でおきかえた
「なかよく」「きまりよく」「げんきよく」を３つの柱の園訓としています。
そして２１世紀を背負う子ども達の大切な幼児期を豊かな環境のもと 様々な行事や活動を織り交ぜながら日々健康で楽しく過ごしていけるよう、 教職員全員で援助しながら保育を行っています。

こうした園生活の中で日々培われた多くの体験は、指示されるのではなく､自ら考え目的を持って周囲とかかわっていく等、生きる力の基礎を育んでいくこととなるでしょう。

子ども達ひとりひとりの発達をあたたかく見守りながら、その個々に合った保育を行っていけるよう努めています。

浦和こばと幼稚園　重要事項説明書

この重要事項説明書は、２０２５年１２月現在の内容です。

現在、認定こども園認可申請準備中のため、内容が変更となる場合がございます。
また、２０２６年度入園時には、一部内容が変更となる場合がございます。
変更点がある際は、改めてお知らせします。

次の方は、【重要事項説明同意書】に署名、ご捺印ください。
・重要事項説明書の全ての項目を確認し、賛同している方
・園の方針に賛同している方
・ホームページやチラシに、写真やビデオ等の掲載を許可する方

ご入園にあたり、健康、発達面でご心配な点がありましたら、お気軽にご相談ください。

【目次】

タイトル	ページ数
１．事業者について	５
２．施設の概要	６
３．教職員体制	７
４．年間行事（予定）	８
５．開園時間	９
６．１日の流れ	１２
７．教育標準時間中に実施しているもの〈２０２３年度参考〉	１４
８．教育標準時間外に実施している教室〈２０２３年度参考〉	１４
９．非常災害対策	１５
１０．気象警報発令時等の対応	１６
１１．健康	１９
１２．保険	２０
１３．相談、意見、要望窓口	２１
１４．守秘義務	２１
１５．個人情報の取扱い	２２
１６．教育、保育に対する思い	２３
１７．認定区分要件及び利用時間	２６
１８．休業日	２７
１９．給食	２８
２０．食物アレルギー	２９
２１．自転車、自動車、徒歩の登降園	２９
２２．バスの登降園	３０
２３．保護者証明書	３０
２４．利用の開始	３１
２５．利用中の報告	３１
２６．休園時、退園時、転園時の手続き	３２
２７．利用の終了	３３
２８．契約の解除	３３
２９．費用の支払い方法	３３
３０．費用一覧	３４

１．事業者について

（１）運営主体

名称	学校法人浦和榎本学園
代表者氏名	理事長　榎本　光子
所在地	〒338-0826　埼玉県さいたま市桜区大久保領家 103-1
電話番号	０48－８54－1350
沿革	昭和 50 年　さいたま市桜区大久保領家 103-1 に浦和こばと幼稚園を開園 令和６年４月１日　幼保連携型認定こども園 浦和こばと幼稚園として開園

（２）園の概要

種別	幼保連携型認定こども園
名称	幼保連携型認定こども園　浦和こばと幼稚園
開設年月日	令和６年４月１日
園長氏名	榎本　光子
所在地	〒338-0826　埼玉県さいたま市桜区大久保領家 103-1
電話番号	０48－８54－1350

（３）利用定員

利用区分	１歳児	２歳児	満３歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
１号認定	－	－	22 名	80 名	80 名	80 名	262 名
２号認定	－	－	－	32 名	32 名	32 名	96 名
３号認定	18 名	24 名	－	－	－	－	42 名
合計	18 名	24 名	22 名	112 名	112 名	112 名	400 名

※１号認定、２号認定、３号認定共に、上記定員を全て受け入れるとは限りません。
※事情により学級数を変更する場合があります。

（４）園訓（基本方針）

「なかよく」「きまりよく」「げんきよく」

当園では 人間として生きていく上で大切なものを子ども達の言葉でおきかえた
「なかよく」「きまりよく」「げんきよく」を３つの柱の園訓としています。
そして２１世紀を背負う子ども達の大切な幼児期を豊かな環境のもと 様々な行事や活動を織り交ぜながら日々健康で楽しく過ごしていけるよう、 教職員全員で援助しながら保育を行っています。

２．施設の概要

（１）施設全体の概要（予定）

園庭	延面積	５，６７２．３０㎡
園舎	延床面積	１９６４．０４㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	築年月日	２０２４年3月１５日

（２）設備概要

設備	数	内容
ほふく室	１部屋	１歳児　：たまご組
保育室	１部屋	２歳児　：ひよこ組 満３歳児：あひる組 ３歳児　：ちゅうりっぷ組　たんぽぽ組　もも組 ひまわり組 ４歳児　：ばら組　つくし組　さくら組　ゆり組 ５歳児　：月組　空組　星組　虹組
遊戯室	１部屋	童夢館２階を遊戯室としています
調理室	１部屋	園舎１階南側を調理室としています。
職員室	１部屋	園舎１階中央部を職員室としています。
相談室	１部屋	童夢館１階を相談室としています。
簡易設置式プール	１個	

※クラス編制は、諸条件から総合的に判断して決定しますので、希望をお聞きすることはできません。
※防犯カメラは、犯罪を未然に防止することと、犯罪発生時に迅速な対応をすることを目的に設置していますので、録画映像をお見せすることはできません。
※原則ベビーカーはお預かりしませんが、希望される方は、園にご相談ください。

３．教職員体制

職種	常勤	非常勤
園長	１人	
副園長	―	
事務長	１人	
主幹教諭	２人	
保育教諭	３０人	８人
事務職員	１人	

※教職員数は、年度により増減します。また、年度中に変動する場合があります。
※シフト勤務のため、各教職員の勤務日及び勤務時間は異なります。
※担任が出勤していない日や担任に電話がつながらない時間帯（保育時間中）があります。
　担任が不在の際は、当園教職員にお伝えください。
※土曜日は、担任が保育をするわけではありません。いつもと違う環境で保育を行うことになります。
　また、終日合同保育となる場合もあります。
※開園していない日は、終日電話がつながりません。

４．年間行事（予定）

年間行事は、毎年変更になる可能性があります。
預かり保育を行わない日、休園日があります。
詳しくは、年度初めにお渡しする年間行事予定をご確認ください。

	１歳児、２歳児	満３歳児以上
４月	★入園式	★入園式　始業式 ★個人面談
５月	こどもの日	こどもの日 遠足（５歳児）
６月	歯科検診　内科検診	歯科検診　内科検診　プール開き 自然観察園での収穫（じゃがいも）
７月	たなばたさま　みずあそび ★希望者面談	たなばたさま　★懇談会 終業式　おとまり保育（５歳児） 卒園児招集
８月		夏期保育　★夏まつり
９月		始業式　敬老集会
１０月	★運動会（２歳児）	★運動会　おいもほり ★親子遠足（３歳児）　遠足（４歳児）
１１月	七五三　内科検診	七五三　自然観察園での収穫（だいこん） ドッヂボール大会
１２月	★おゆうぎ会（２歳児） ★希望者面談 おもちつき　クリスマス会	★おゆうぎ会　★個人面談 おもちつき　クリスマス会 終業式
１月	お正月	お正月　始業式
２月	豆まき	豆まき　★音楽発表会 卒園遠足（５歳児）
３月	★希望者懇談 終業式	卒園お楽しみ会　★懇談会 ★卒園式（５歳児）　終業式

〈毎月の行事〉　避難訓練、身長体重測定、誕生会

※１歳児、２歳児も、季節の行事に親しみます。

※★の付いている行事は、保護者参加行事です。

５．開園時間

開園時間は、７時３０分から１８時３０分（１１時間）です。

７：３０　８：３０　１０：００　１４：００　１６：３０　１８：００　１８：３０

<table>
<tr><td>１号認定</td><td>預かり保育
※7:50～
（別料金）</td><td>登園時間</td><td>教育標準時間
（１０時から１４時）</td><td colspan="2">預かり保育
※18:00 まで
（別料金）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号認定</td><td colspan="4">保育標準時間（７時３０分から１８時３０分）</td></tr>
<tr><td>早朝延長
保育
（別料金）</td><td colspan="2">保育短時間（８時３０分から１６時３０分）</td><td>延長保育
（別料金）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３号認定</td><td colspan="4">保育標準時間（７時３０分から１８時３０分）</td></tr>
<tr><td>早朝延長
保育
（別料金）</td><td colspan="2">保育短時間（８時３０分から１６時３０分）</td><td>延長保育
（別料金）</td></tr>
</table>

○１０時から１４時以外の時間は、基本的には自由遊びを行います。

＊１号認定（満３歳児を除く）＊

○教育標準時間：１０時～１４時　※午前保育日の教育時間は１０時から１１時３０分までです。

・１０時から１４時までは学年別に編制したクラスで保育を行います。

○預かり保育時間：早朝７時５０分～８時２０分　夕方１４時～１８時００分（有料・要予約）

・早朝預かり保育を利用しない日は、８時２０分から登園できます。

・園児が少ない時間帯（早朝・夕方以降）は、１号認定、２号認定合同で、縦割り保育を行います。

・時間帯によって、３号認定も合同で保育を行う場合があります。

・長期休業日にも預かり保育をご利用いただけます（有料・要予約）。ただし、お盆期間（８月１３日から８月１５日）、年末年始（１２月２９日から１月３日）は休みです。

○少しずつ園生活に親しむことができるように、入園日から通常保育開始日までは、できる限り預かり保育を利用しないようにご協力をお願いいたします。

＊２号認定＊

〇１０時から１４時までは学年別に編制したクラスで保育を行います。

〇園児の少ない時間帯（早朝・夕方以降）は、１号認定、２号認定合同で、縦割り保育を行います。
時間帯によって、３号認定も合同で保育を行う場合があります。

〇土曜日保育は、保護者全員が勤務していることを証明でき、自宅で保育を行うことが難しいなど、保育が必要な子どもが利用できます。
前月の１５日までに、申請が必要です。
申請日を過ぎてからは、突発的な事態を除き土曜日保育を利用することはできません。

〇平日に参観行事、懇談があります。参観行事は、土曜日、日曜日、祝日に行われる場合もあります。
懇談は、平日のみの実施です。

〇カリキュラムに沿って保育を行います。通常保育日の保育標準時間帯（１０時から１４時）は、毎日登園してください。

〇入園初年度は、ならし保育があります。

〇保育短時間認定児は、やむを得ない事情がある時のみ延長保育を利用できます。

＊３号認定＊

〇学年別に編制したクラスで保育を行います。
ただし、時間帯によっては、３号認定全体で保育を行ったり、１号認定、２号認定と合同で保育を行ったりする場合があります。

〇土曜日保育は、保護者全員が勤務していることを証明でき、自宅で保育を行うことが難しいなど、保育が必要な子どもが利用できます。
前月の１５日までに、申請が必要です。
申請日を過ぎてからは、突発的な事態を除き土曜日保育を利用することはできません。

〇平日に参観行事、懇談があります。参観行事は、土曜日、日曜日、祝日に行われる場合もあります。
懇談は、平日のみの実施です。

〇入園初年度は、ならし保育があります。

〇保育短時間認定児は、やむを得ない事情がある時のみ延長保育を利用できます。

６．１日の流れ

■目安の１日の流れ（１・２歳児）

１歳児、２歳児（３号認定）	
７時３０分	開園 保育標準時間認定順次登園
８時３０分	保育短時間認定順次登園 室内遊び
９時３０分	朝の会 おやつ 室内遊び 自由遊び
１１時～	昼食
１２時	午睡
１５時	おやつ 室内遊び
１６時３０分	保育短時間認定降園
１８時３０分	閉園

■目安の１日の流れ（３歳児以上）

３歳児、４歳児、５歳児（２号認定）		３歳児、４歳児、５歳児（１号認定）	
７時３０分	開園 保育標準時間認定順次登園 保育短時間認定早朝延長保育	７時５０分	開園 早朝預かり保育
８時３０分	保育短時間認定順次登園	８時２０分	順次登園
８時３０分	自由遊び	８時３０分	自由遊び
１０時１５分	朝の会 一斉活動（製作活動など）	１０時１５分	朝の会 一斉活動（製作活動など）
１１時３０分	昼食	１２時００分	昼食
１２時３０分	遊び	１２時４５分	自由遊び
１３時	帰りの会	１３時	帰りの会
１４時	自由遊び （３歳児午睡）	１４時	降園 自由遊び 預かり保育
１５時	室内遊び	１５時	室内遊び
１６時３０分	保育短時間認定延長保育		
１８時３０分	閉園	１８時００分	閉園

７．教育標準時間中に実施している特別活動〈２０２３年度参考〉

種類	対象	講師
体操活動	３・４・５歳児	有限会社サンスポーツクラブ　田中 慎也 先生
英語活動	３・４・５歳児	株式会社ジャクパ　ジョシア 先生
日本文化活動	５歳児	ユアーズ　坂根 裕一 先生
硬筆活動	５歳児	墨點社　鈴木 不倒 先生
音楽活動	３・４・５歳児	有限会社藤本総合企画　藤本 和道 先生

８．教育標準時間外に実施している教室〈２０２３年度参考〉

受講には、別途申込、所定の費用が必要です。

年度により開催種類などが変更、中止になる場合があります。

種類	対象	実施日数・回数	講師
学研	３・４・５歳児	週１回	株式会社学研　保坂佳子先生
新体操	３・４・５歳児	週１回	株式会社ジャクパ　文善愛先生
英語	３・４・５歳児	週１回	株式会社ジャクパジョシア先生
花まる学習会	５歳児	週１回	はなまる学習会　水口玲先生
書道・硬筆	４・５歳児	週１回	墨點社　鈴木不倒先生
パパイヤ式ダンス	４・５歳児	週１回	株式会社セイハ　郡山幸子先生

９．非常災害対策

防火管理者	吉野　健太郎
避難訓練	避難及び消火を想定した訓練を毎月実施します。
防災設備	消火器 自動火災報知設備 非常警報設備 誘導灯
避難場所	認定こども園　浦和こばと幼稚園園庭
特定避難所	大久保東小学校校庭
緊急時連絡方法	メール配信 固定電話　０４８－８５４－１３５０ 携帯電話 災害用伝言ダイヤル（NTT）１７７

１０．気象警報発令時等の対応

（１）特別警報、暴風警報発令時

熊谷気象台より、「埼玉県全域」又は「さいたま市」に、特別警報、暴風警報が発令された場合は以下のように対応します。

判断時間	対応
午前７時時点で 発令されている場合	休園とします。 ・当日中に解除された場合も、休園となります。 ・預かり保育、課外教室もお休みです。
午前７時以降に 発令された場合 （登園後含む）	発令された時点で園を休園とします。 登園している園児はお迎えをお願いします。 ・メールにて連絡します。 ・バスは、安全面を考慮し、運行しません。 全員、お迎えにお越しください。 ・当日中に解除された場合も、休園となります。 ・預かり保育、課外教室もお休みです。
（２号・３号認定のみ） ※午前 10 時までに解除 された場合	午前７時から１０時の間に特別警報、暴風警報が解除された場合は、状況から判断して、正午から保育を行います。その際は、昼食を終えて、登園してください。 （準備の都合上、給食提供、おやつの提供はありません。）

発令の危険性が高まっている時は、発令前でも、休園を決定する場合があります。休園の場合は、メールにて連絡します。

＊２号認定＊

＊３号認定＊

上記に関わらず必要な教職員が配置できる場合は登園可とします。登園可能な場合は園より連絡します。状況により給食が提供できない場合がありますことをご了承ください。

（２）避難指示発令時

さいたま市から、避難指示（警戒レベル４）、緊急安全確保（警戒レベル５）が発令された場合は以下のように対応します。

判断時間	対応
午前７時時点で 発令されている場合	状況により、休園します。 ・状況により判断し、メールにて連絡します。 ・当日中に解除された場合も、休園となります。 ・預かり保育、課外教室もお休みです。
午前７時以降に 発令された場合 （登園後含む）	状況により、休園します。 ・状況により判断し、メールにて連絡します。 ・バスは、安全面を考慮し、運行しません。全員、お迎えにお越しください。 ・当日中に解除された場合も、休園となります。 ・預かり保育、課外教室もお休みです。

発令の危険性が高まっている時は、発令前でも、休園を決定する場合があります。休園の場合は、メールにて連絡します。

（３）震度５弱以上の地震発生時

気象庁よりさいたま市に、震度５弱以上の地震が発生した場合、以下のように対応します。

発生した時間	対応
休日（日曜日、祝日等）	次の登園日は全園児休園
早朝	全園児休園
登園後	全園児休園 ・メールにて連絡します。 ・バスは、安全面を考慮し、運行しません。 全員、お迎えにお越しください。

余震や園の状況により、翌日以降も休園とする場合があります。保育再開日は、安全確認をした上でお知らせします。

さいたま市以外で発生した場合でも、休園となる場合があります。

震度４以下の地震発生時にも、被害状況により休園となる場合があります。休園の場合は、メールにて連絡します。

（４）異常気象時（突発的に起こる局地的な大雨や雷雨）

保護者の判断で、登園を見合わせる等の対応をとってください。

（５）感染症発症時

＊１号認定＊

規定数以上の子どもが罹患した時は、状況により、休園、学年閉鎖、学級閉鎖となります。

＊２号認定＊

＊３号認定＊

１号認定が休園、学年閉鎖や学級閉鎖の際、やむを得ず保育を必要とされる方のみ、保育を行います。
安全面に配慮し、できる限りご家庭でお過ごしいただきますようお願いします。

（６）その他

＊全園児＊

状況によっては休園や開園、閉園時間の変更、もしくはバスを運行できない場合があります。

（例）

・土砂災害、道路の凍結、大雨等により車の送迎及び歩行が困難な場合
・災害等により、必要な保育教諭が配置できない場合
・その他、園長が危険と判断した場合

＊２号認定＊

＊３号認定＊

上記に関わらず必要な教職員が配置できる場合は登園可とします。登園可能な場合は園より連絡します。
状況により給食が提供できない場合がありますことをご了承ください。

１１．　健康

（１）緊急時の対応

保育中に大きな怪我をした時や体調の急変があった時は、保護者が指定した緊急連絡先に連絡し、嘱託医等を受診します。状況によりお迎えをお願いすることがあります。

また、園の判断で、嘱託医、かかりつけ医に相談するなどの措置を講じる場合があります。

保護者と連絡が取れない時は、園の判断で状況に合わせた医療機関を選択し、受診しますので、その際は事後報告となります。

（２）投薬

事故防止の観点から、園では原則として投薬を行いません。

医師の診察を受ける際は、子どもが「認定こども園に通っていること」と「園では原則として投薬を行っていないこと」をお伝えください。

投薬が必要な際は、朝夕２回又は朝、夕、寝る前の３回の処方となるようご依頼ください。

また、市販の薬（虫よけスプレー、日焼け止めクリーム含む）は受け取ることができません。

虫よけスプレー、日焼け止めクリームは、登園前に塗布いただきますようお願いします。

（３）連絡

毎日、顔色、表情、機嫌、食欲の有無、目やに、目の充血、耳だれ、あざや擦り傷、皮膚の異常（かぶれ、ただれ）の有無を確認してください。いつもと違う症状があれば、お知らせください。

（４）体調不良時

園は感染症が流行しやすい場所です。

体調不良の時は、医療機関を受診すると共に、他のお子様への影響を考え、体調が戻るまでは家庭でゆっくり療養してください。園の判断で、登園自粛を要請したり、出席停止を決定したりすることがあります。また、登園再開時に、医師の記入を要する届出書類の提出が必要な病気があります。

（５）発熱時の登園基準

朝から３７．５℃を超えた熱があることに加えて、全身状態が不良であるとき	登園できません。 ※発熱していない場合でも、園がお子様の状態を見て、登園の可否を決定する場合があります。
登園後３７．５．℃以上となったとき	迎えを依頼します。 医療機関受診をお願いする場合があります。 ※発熱していない時でも、嘔吐、下痢、顔色が悪く苦しそうなとき等、身体の状況が日頃と異なるときはご連絡をしますので、お迎えにお越しください。

※２４時間以内に３８℃以上の熱が出た場合や、解熱剤を使用している場合は、登園を控えてください。

（６）嘱託医（内科）

年２回の内科健診を実施します。

医療機関の名称	森こどもクリニック
院長名	森 泰二郎
所在地	〒338-0012　さいたま市中央区大戸２丁目 1-2
電話番号	048-835-7688

（７）嘱託医（歯科）

年１回の歯科健診を実施します。

医療機関の名称	井原歯科医院
院長名	井原 信一
所在地	〒338-0011　埼玉県さいたま市中央区新中里 5-22-9
電話番号	048-831-4552

（８）薬剤師

医療機関の名称	
名前	南保眞知子
所在地	〒336-0035　さいたま市南区松本 1-10-6
電話番号	048-862-6066

（９）消防署

施設名	さいたま市消防局 桜消防署
所在地	〒338-0837　さいたま市桜区田島 4-23-7
電話番号	048-836-0119

（１０）警察署

施設名	浦和西警察署
所在地	〒338-0014　さいたま市中央区上峰３丁目 4-1
電話番号	048-854-0110

１２．保険

保険会社	保険の種類
独立行政法人日本スポーツ振興センター	災害共済給付（医療費、障害見舞金）
全日本私立幼稚園連合会（東京海上日動火災保険株式会社）	賠償責任保険

１３．相談、意見、要望窓口

（１）園内

受付担当者	主幹　　北條ゆかり
解決責任者	園長　　榎本光子
相談時間	月曜日から金曜日の８時から１７時 ※シフト制で勤務しています。担当者が不在の場合は、当園教職員にお伝えください。
電話番号	０４８-８５４-１３５０

（２）第三者委員

名前	小泉清太郎
肩書	いずみ幼稚園　理事長
住所	〒333-0866　川口市芝西２－１６－３
電話番号	048-265-0106（いずみ幼稚園　代表）

名前	岡田成弘
肩書	認定こども園　岡田幼稚園　園長
住所	〒３５０－０００１　川越市古谷上５４４０
電話番号	049-235-0345（岡田幼稚園　代表）

１４．守秘義務

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
また、教職員及び教職員であった者が知り得た個人情報は、虐待が疑われる等法令による場合や１５．個人情報の取扱いに該当する場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

１５．個人情報の取扱い

子ども及びその保護者に係る個人情報は、以下の目的のために必要な範囲内において使用します。

・入退園手続き及び教育、保育の提供のため
・保護者に対する連絡、報告等のため
・会計、経理のため
・園の様子を周知及び広報することを目的に、ホームページ、SNS、パンフレット等の刊行物等で子ども及びその保護者の写真、動画等を掲載するため
・記録や写真を園内に掲示するため
・特別支援の必要な乳幼児に対して、関係機関と連携しながら個別計画を作成するため
・健診や緊急時に、医療機関等に対して必要な情報提供を行うため
・保険加入時及び事故発生の際の損害保険の申請時に、保険会社又は保険代理店などに情報を提供するため
・給食会社に、給食提供に必要な情報提供を行うため
・転園先、小学校等教育施設に、必要な情報提供を行うため
・正課教室及び課外教室に、実施に必要な情報提供を行うため
・国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で協力するため
・その他、上記の利用目的に付随する業務を行うため

１６．教育、保育に対する思い

■虫

園庭や自然の中には、アリにダンゴムシにチョウチョに、多彩な虫がいます。

虫の中には、危険なものもいます。
危険な虫がいたとしても、危険な虫を全て取り除くことはできません。
園の竹林等も自然環境であり、自然環境を人の力で管理することはできません。
もちろん、蜂などの危険な虫がいた時は、子どもたちに危害が及ばないように最善を尽くします。
しかし、最も大切なことは、自然環境から危ない虫を取り除くことではなく、危ない虫に出会った時に、どのような行動をとったらよいかを子どもたちに伝えることだと考えます。

人間と共存できる虫もいます。
豊かな自然環境の中で、多様な生き物がいることを知り、人間以外の生き物に対する愛情も育んでもらいたいと願っています。

■怪我

園には、園庭、自然観察園、遊戯室など、様々な環境があります。
その環境の中で、子どもたちは多くのことに挑戦し、日々、新たな発見をしています。

しかし、挑戦する中で、時には思いもよらないことが起こります。
それは、怪我です。
園庭で走っている時に、お友だちとぶつかることがあるかもしれません。
足がもつれてこけることがあるかもしれません。
このように、園では時に怪我をすることがある、ということをご理解いただければと思います。

怪我をすることは子どもたちにとって学びです。
お友だちとぶつかることで周りを見て走ろうという意識が生まれます。
自分がこけることで痛みを知り、お友だちが同じ場面に遭遇した時に、気持ちのこもった言葉をかけることができるようになります。

怪我をしないようにと、保育教諭が行動を制限ばかりしていると、子どもたちは挑戦することで得られる喜びを感じることができません。
怪我を恐れることなく、思うように身体を動かして、その経験の中から、多くのことを学んで欲しいと願っています。

■お友だちとのトラブル

園には、同じ年代の子どもたちが沢山います。
そして、子どもたちの考えていることは、皆、違います。
おもちゃひとつをとっても、「お友だちのおもちゃを使いたい」と考えている子どももいれば、「おもちゃを使い続けたい」と考えている子どももいます。

考えていることが違う分、お友だちとの間では、トラブルが起こります。
できれば子どもたちに悲しい思いをしてほしくない、というのが保護者の皆様の願いだと思います。
しかし、悲しい思いをすることは、決してマイナスなことだけではありません。
悲しい思いをするからこそ、相手の気持ちが分かり、周りに優しく接することができるようになります。悔しい思いをするからこそ、「こうすればよかったのかな」「こうしてみたらどうだろう」「もっとこうしてみたい」と考えることができます。
悲しい思いや悔しい思いをすることは、子どもたちにとって、大きな学びです。

保育教諭が先回りをしてトラブルを未然に防いでいたら、どうなるでしょうか。
子どもたちは、他の子どもと意見が食い違った時の関わり方を学ぶことができません。

子どもたちは、成長する中で、より多くの人たちと交流を持つようになります。
その中で、意見が食い違うということは必ず起こります。
子どもたちは、違った意見を持つ人と話し合いながら、理解し合い、共に作り上げていくという過程を経ることになります。
保育教諭の仕事は、子どもたちがそのような過程を経る時に、園での経験をもとに自分で考え、取り組んでいけるようにすることだと考えます。
教育的な意図のもと、保育教諭が子ども同士のトラブルに積極的に介入しないことがあることをご理解ください。

■トイレトレーニング（満3歳児、3歳児入園）

園は、お子様が多くのお友だちや先生と出会う大切な場所です。
園で体験していただく全てのことが、お子様にとって新鮮で、心に残るように、毎日のスケジュールを組んでおります。
戸外遊びで身体を思い切り動かしたり、砂場でお友だちと一緒に何かを作ったり、大きな紙と絵具を使って自分の世界を表現したり、園でしか体験できないことが沢山あります。
その体験の中から、人との関わり方や工夫して遊ぶことなど、お子様は多くのことを学んでいます。
しかし、ご入園後に園にてトイレトレーニングを行いますと、どうしても様々な活動の途中で行うこととなり、集中している活動が中断されることとなってしまいます。
「熱中している活動を止めることなく、最後まで体験させてあげたい」そのような思いがあります。

つきましては、入園される前にトイレトレーニングに挑んでいただき、園での生活の準備をお願いいたします。
オムツを完全に卒業しなければ入園できないというわけではありません。
ご自宅ではお子様が話をなかなか聞いてくれなくて進まない、挑戦しようと思っても上手くいかないということもあるかと思います。
その際は、余裕を持ってお子様のペースで進めてください。
入園後は、お子様はもちろん、保護者の方にも園の環境を目一杯楽しんでいただけますと幸いです。

１９．認定区分要件及び利用時間

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>利用時間</th></tr>
<tr><td>１号認定
・　３歳
・　４歳
・　５歳</td><td>教育標準時間認定</td><td>１日４時間
（１０時～１４時）の教育</td></tr>
<tr><td rowspan="2">２号認定
・　３歳
・　４歳
・　５歳</td><td>①保育標準時間認定</td><td>１日最大１１時間の教育、保育
（７時３０分～１８時３０分）</td></tr>
<tr><td>②保育短時間認定</td><td>１日最大８時間の教育、保育
（８時３０分～１６時３０分）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３号認定
・　１歳
・　２歳</td><td>①保育標準時間認定</td><td>１日最大１１時間の教育、保育
（７時３０分～１８時３０分）</td></tr>
<tr><td>②保育短時間認定</td><td>１日最大８時間の教育、保育
（８時３０分～１６時３０分）</td></tr>
</table>

○１号認定の中に、新２号認定、新３号認定があります。
　新２号認定、新３号認定は、預かり保育が一部無償になります。
○２号認定が要件を満たさなくなった時は、２号認定としては退園となりますが、希望により１号認定に移行できます。
○３号認定が要件を満たさなくなった時は、退園になります。
○要件は、就労（就学）以外にもあります。詳しくは、さいたま市にお問い合わせください。

２１．休業日

休業日は、年度ごとに変更となる場合があります。

種類	休業日
１号認定 ・　３歳 ・　４歳 ・　５歳	・土曜日、日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・行事代休日（年度始めにカレンダーにてお知らせします。） ・夏期休業日　７月１８日から８月３１日 ・冬期休業日　１２月２３日から１月７日 ・春期休業日　３月１９日から４月５日 ・創立記念日　２月１２日 ・その他園長が必要と認めた日 ※暴風警報、積雪、地震、災害、感染症流行その他の事由により保育上重大な影響がある時は、臨時休園又は登園自粛となる場合があります。 ※お盆期間（８月１３日から８月１５日）、年末年始（１２月２９日から１月３日）は早朝預かり保育、預かり保育はありません。
２号認定 ・　３歳 ・　４歳 ・　５歳	・日曜日 ※土曜日は、保護者全員が勤務していることを証明でき、自宅で保育を行うことが難しいなど、保育が必要な子どもを対象に開園します。 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（１２月２９日から１月３日） ・その他園長が必要と認めた日 ※暴風警報、積雪、地震、災害、感染症流行その他の事由により保育上重大な影響がある時は、臨時休園又は登園自粛となる場合があります。
３号認定 ・　１歳 ・　２歳	・日曜日 ※土曜日は、保護者全員が勤務していることを証明でき、自宅で保育を行うことが難しいなど、保育が必要な子どもを対象に開園します。 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・年末年始（１２月２９日から１月３日） ・その他園長が必要と認めた日 ※暴風警報、積雪、地震、災害、感染症流行その他の事由により保育上重大な影響がある時は、臨時休園又は登園自粛となる場合があります。

２２．給食

全園児、全日給食です。

食物アレルギーの関係から、一度も食べたことのない食材は提供できません。
毎月公開する献立を確認し、食べたことのない食材があれば、ご家庭で先に食べていただきますようお願いします。
※原則、１歳児、２歳児を含め、全学年離乳食は提供しません。
※３号認定は、午前中におやつを食べます。子どもの様子を見て、在園期間中に、午前中のおやつが無くなる可能性があります。その場合でも、給食費に変更はありません。
※災害等により、給食を準備できない日に、弁当をご用意いただくことがあります。
※行事などにより、弁当をご用意いただく日があります。

＊１号認定＊
毎月、給食費を徴収します。
毎月の給食費の中に含まれている食事は、次表のとおりです。

	午前のおやつ	昼食	午後のおやつ	土曜日 昼食	長期休業日 昼食
１号認定	―	○	―	―	―

※午前保育の日は、昼食はありません。

＊２号認定
毎月、給食費を徴収します。
毎月の給食費の中に含まれている食事は、次表のとおりです。

	午前のおやつ	昼食	午後のおやつ	土曜日 昼食	お盆期間
２号認定	―	○	―	―	―

※午前保育の日も、昼食があります。

＊３号認定＊
基本保育料の中に給食費が含まれています。

２３．食物アレルギー

食物アレルギーをお持ちの場合、給食提供には医師の診断書などの書類提出が必要です。

食物アレルギーの状態から、給食を提供できない場合があります。
その際は、ご家庭から弁当をお持ちいただきます。

好き嫌いや食材未摂取による食物除去はできません。

食物アレルギーに変化があった時は、必ず園にお知らせください。
また、ご家庭で食物アレルギー反応が出た時は、医師の指示を受け、詳細を園にお知らせください。

２４．自転車、自動車、徒歩の登降園

（１）登園
＊１号認定＊　８時２０分から８時４０分

＊２号認定＊　就労等に合わせた時間から８時４０分

＊３号認定＊　就労等に合わせた時間から１０時００分
※９時３０分以降に登園した場合は、午前のおやつの提供はありません。その場合でも、給食費に変更はありません。

（２）降園
＊１号認定＊　１４時（半日保育日は１１時３０分）

※降園時間を過ぎると、自動的に預かり保育利用料が発生します。

＊２号認定＊　就労等に合わせた時間（最終１８時３０分）

＊３号認定＊　就労等に合わせた時間（最終１８時３０分）

（３）駐輪場
園指定の駐輪場をご利用ください。

（４）駐車場
園指定の駐車場をご利用ください。

２５．バスの登降園

決められたバス停まで送迎します。

現時点でのバスルート、バス停の場所をご確認の上、お申し込みください。
毎年、到着時間、バスルート、バス停の場所は変更になる可能性があります。

１号認定、２号認定を対象に、バスを運行します。
３号認定はバスを利用できません。

※土曜日、長期休業日、１号認定行事代休日、各種行事日等は、バスを運行しません。
※帰りの第１便は、１４時頃に出発します。
※停留所の付近から意見が寄せられた場合や安全上の問題が生じた場合などには、停留所の場所移動又は廃止を決定する場合があります。

２６．ID カード（保護者証明書）

次のような時は、ID カードが必要です。
・登園時（バス利用者は、バス停での送迎時）
・降園時（バス利用者は、バス停での送迎時）
・行事時
・代理人としての送迎時

ID カードが無い場合は、園内に入ることができません。
また、お迎えの際、お子様の引き渡しができません。
お迎えの打刻ができないため、時間を過ぎると預かり保育利用料がかかります。

バスを利用する方は、各バス停でのお子様の引き渡しができません。
その場合、バスは次のバス停に向けて出発しますので、園までお迎えに来ていただくことになります。

小学生の兄、姉のお迎えは、安全面からお断りしています。
中学生以上の兄姉がお迎えに来る際にも、ID カードが必要になります。

２７．利用の開始

＊１号認定＊
当園に直接、お申し込みください。
検定の結果により決定します。
長期休業日には、検定を行いません。

＊２号認定＊
さいたま市にお問い合わせください。
さいたま市の利用調整により入園が決定しますので、入園できない場合もあります。
入園が決定した場合は、入園までに本重要事項説明書に同意いただく必要があります。

＊３号認定＊
さいたま市にお問い合わせください。
さいたま市の利用調整により入園が決定しますので、入園できない場合もあります。
入園が決定した場合は、入園までに本重要事項説明書に同意いただく必要があります。

２８．利用中の報告

＊全園児＊
次に該当する時は、園に報告してください。
・２週間以上連続で欠席するとき
・市外へ転居するとき
・住民票を異動するとき（実際の転居がない場合も含む）
・産前産後休業・育児休業・介護休業を取得するとき（取得開始日をお教えください）
・産前産後休業・育児休業・介護休業から復職するとき（復職日をお教えください）
・親権者・監護者を変更するとき
・２号認定、３号認定要件に関わる事項が変更となるとき
・子ども又は保護者の名前、住所、家族構成、保護者の勤務先、電話番号が変更になるとき
・子ども又は保護者が学校保健安全法等に規定する病気、その他病気に罹患したとき
※特定の感染症に感染した場合、当園が登園再開時期を決定します。なお、再登園の際に、書類の提出が必要となる場合もあります。
・１号認定、２号認定の区分変更を希望するとき
※２号認定への区分の変更は、さいたま市の利用調整を経ての決定となります。
・通園方法の変更など、園への通知内容が変更になるとき
・その他、園利用に支障が出る可能性があると認められるとき

＊２号認定＊
＊３号認定＊
次に該当する時は、さいたま市にお問い合わせください。
・２週間以上連続で欠席するとき
・市外へ転居するとき
・住民票を異動するとき（実際の転居がない場合も含む）
・勤務先を変更するとき
・産前産後休業・育児休業・介護休業を取得するとき
・産前産後休業・育児休業・介護休業から復職するとき
・親権者・監護者を変更するとき
・その他２号認定、３号認定要件に関わる事項が変更となるとき

２９．休園時、退園時、転園時の手続き

＊全園児＊
２か月前までに、園に伝えてください。１か月前までに、届出書をご提出いただきます。
【長期欠席届・退園（転園届）】　　※入園のしおり、最後のページにあります。
＊２号認定＊
＊３号認定＊
さいたま市にお問い合わせください。

３０．利用の終了

当園は、以下の場合には教育、保育の提供を即日終了します。

・子どもが小学校就学の始期に達したとき
・保護者が教育、保育給付認定要件に該当しなくなったとき
・保護者から退園の申し出があったとき
・利用継続が不可能であると市が認めたとき
・その他、継続利用に支障、困難が生じたと園長が判断したとき

３１．契約の解除

当園は、以下の場合、さいたま市と協議の上、文書で通知することにより、この契約を即日解除することができます。

なお、当園は、契約解除後も保護者に対し、損害遅延金及び未納分の費用を請求することができます。

・利用料金、利用者負担金の支払いが２か月以上遅延し、支払いの催告をしたにもかかわらず１４日以内に支払われない場合
・正当な理由がなく、１か月以上休んだ場合
・保護者、その家族ないしはその関係者が当園、当園の教職員又はその関係者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続に重大な支障又は困難が生じた場合
・その他園長が必要と認めた場合

３２．費用の支払い方法

翌月以降に届出口座から自動振替します。

対象銀行	埼玉縣信用金庫　青木信用金庫 ※上記金融機関のみの取り扱いとなります。口座をお持ちでない場合は、いずれかの口座の開設をお願いいたします。
振替日	毎月１０日（銀行休業日の場合は翌営業日） ※自動振替できなかった場合は、振込をお願いします。その際の振込手数料は、保護者負担になります。
期間	基本的には、当月分費用の引き落としとなります。

３３．費用一覧

費用一覧は、２０２３年９月現在の金額です。社会情勢等により在園中に変更する場合があります。
購入物品の有無、購入物品の種類等を変更する場合があります。

（１）入園時に納入いただく費用

項目	内容・理由／目的	金額（税込）
検定料	入園児の面談等に関わる費用（1 号認定のみ）	３，０００円
入園受入準備金	入園受付から入園までの準備、 園児の良質な教育・保育の環境整備の費用	１歳～年少児（３年以上保育） 80，000 円
		年中児（２年保育） 70，000 円
		年長児（1 年保育） 60，000 円
用品代	１号・２号認定児は 夏冬園制服上下・長袖スモック・夏冬園帽子 半袖体操服上下・通園リュック・手提げ袋 うわばき袋等　（当園指定）	約 60，000 円 ※サイズ・性別・枚数により 金額の増額があります。
	３号認定児は 私服です。 長袖スモック・半袖スモック・カラー帽子	約　5，000 円
教材費	保育教材費（年少の場合）	約 30，000 円
	保育教材費（未満児さん）	約 10，000 円

※納入後の入園時に納入いただく費用は、入園を取りやめられた場合でも返金はできません。

（２）毎月納入いただく費用（上乗せ徴収分）

項目	内容・理由／目的	金額（税込）
保育料	幼児教育、保育の無償化により、 １号認定、２号認定は無償となる	１号認定、２号認定　　０円 ３号認定 月額 市定の保育料
教育保育環境充実費	基準以上の教職員の配置、設定保育等の保育水準の維持・向上等に充当する費用	月額４，300 円 ※1 号認定、２号認定児のみ
施設維持費	共用品の維持にかかる費用	月額 1,000 円
おむつサブスク	おむつ使用の未満児（処分代を含む）	月額３，500 円

※上乗せ徴収分は、年度ごとに値上げする可能性があります。

（３）保育の提供に要する実費に係る費用（実費徴収分）

項目	内容・理由／目的	金額（税込）
給食費	【１号認定】 年間１８７食を徴収	【１号認定】 月額６，400 円　※うち副食費３，840 円
	【２号認定】 年間２３４食を徴収 ※おやつ代６０円を含む	【２号認定】 月額９，600 円　※うち副食費５，760円
バス利用料	送迎バス利用児のみ	※月額４，０００円

※副食費が減免になる場合があります。詳しくは、さいたま市にお問い合わせください。

※「月額」と表記があるものは、年額を１２ヶ月に均等割りし、毎月納入していただくようにしています。その為、出席の有無に関わらず毎月納入が必要です。

月額料金の日割りは行っていません。

みなし期間、災害や感染症により休園期間があったとしても、月額料金が発生します。

※バスは年単位での申し込みです。長期休業日の利用有無に関わらず、毎月バス利用料が発生します。

（4） 預かり保育、延長保育にかかる利用者負担額

種類	預かり保育、延長保育にかかる利用者負担額	
	１号認定	２号・３号認定
通常保育日	朝　７時 50 分～８時 20 分　100 円 夕　保育終了後～18 時 00 分　200 円/時間	保育短時間認定は、認定時間以外 200 円/時間 ※2 号認定児土曜日ご利用の際は給食代を別途ご負担頂きます
午前保育日	朝　７時 50 分～８時 20 分　100 円 夕　保育終了後～18 時 00 分　200 円/時間	
長期休業日 ※給食代別途	８時 00 分～18 時 00 分　250 円/時間	

※１８時３０分以降は、園の開園時間外となりますので、保育は行いません。
　また、開園、開室時間内でのお迎えができない状況が続く時は、保育をお断りする場合があります。

（５）３号認定にかかる月額利用料

３号認定は、以下のセットをご利用いただきます。（おむつサブスク）

項目	内容・理由／目的	金額（税込）
おむつセット料	紙おむつ（ムーニー）、おしりふき ※おむつ処分代を含む	月額３，500 円

※月額費用は、年間登園日数分の総額を１２等分した金額になります。
※利用開始日又は終了日が月の途中の場合も、日割計算できません。（１か月分ご負担いただきます。）
※トイレトレーニングが進み、おむつが外れたお子様に関しては、その翌月からおむつセットの利用を外すことが可能です（お早めにお申し出ください。）